

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第 3 9 2 会計隊長 瀬川 清明

下記のとおり、一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：令和 4 年度三の岳無線中継所で使用する電気（低圧）
- (2) 契約期間：令和 4 年 4 月 1 日 0 時～令和 5 年 3 月 3 1 日 2 4 時
- (3) 需要場所：三の岳無線中継所（熊本県熊本市西区河内町三の岳）
- (4) 契約内容：仕様書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3 年度又は令和 1 ・ 2 ・ 3 年度及び令和 4 ・ 5 ・ 6 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のうち D 等級以上に格付けされている者であること。
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できるものであること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 第 6 号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 1 8 年法務省令第 1 2 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(10) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、官側が提示する条件（別紙参照）を満たしていること。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>）

陸上自衛隊北熊本駐屯地、陸上自衛隊健軍駐屯地、熊本商工会議所、自衛隊熊本病院

4 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊契約班、西部方面隊ホームページ

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所： 陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊入札室

(2) 日 時： 令和4年3月8日（火）11時00分

6 入札及び落札決定方法

(1) 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数点第2位までとする。）

また、仕様書で提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した予定総価（年間の予定電力料金であり、整数とする。）で判断するので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(2) 単価（総価）で、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された年間の総価をもって判断する。

7 保証金に関する事項

(1) 入札保証金： 免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金： 免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に基本料金を加算した額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

8 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

- (2) 入札金額、入札書の氏名が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約書等の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成する。

10 その他

- (1) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (3) 入札参加希望者は、令和4年3月2日（水）12時00分までに仕様書を受領するとともに、下記連絡先（第392会計隊契約班 玉ノ井）に入札参加希望の一報を入れ、3月3日（木）12時00分までに資格審査結果通知書（写）及び別紙に示す適合証明書を提出すること。なお、入札終了後、仕様書は回収します。
- (4) 入札日時以前に郵便（書留）により入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に封緘し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「3月8日（火）11時00分開札（令和4年度三の岳無線中継所で使用する電気入札書在中）」と朱書きして3月7日（月）17時00分までに必着となるよう送達すること。この際、担当者へ当該入札書を送付した旨の連絡をすること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵便による入札とする。

11 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒861-8064 熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号

- (1) 入札に関する事項
陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊契約班
TEL 096-343-3141（内線）3348 FAX 096-344-8807 担当 玉ノ井
- (2) 仕様書に関する事項
陸上自衛隊北熊本駐屯地 業務隊管理科受電所
TEL 096-343-3141（内線）3369 FAX 096-344-8807 担当 松下